

資料 3

道州制が導入された場合の肯定論及び懸念論（2回目までの肯定的意見と懸念を整理）

行政分野	現状の問題点等と道州制に移行した場合のイメージ（具体例）	研究会での意見	
		道州制導入の影響①（肯定的意見）	道州制導入の影響②（懸念）
福祉 保健 環境	<p>【福祉】</p> <p>◆（例）子育て</p> <p>現状・問題点等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所で待機児童、幼稚園で定員割れが発生、保育所の入所要件も保護者の労働態様と不適合（週2・3日労働、短時間労働や夜間労働など）、子育て世帯の多様なニーズに対応した保育サービスの提供の必要性</li> <li>・ 妊婦検診の経済的負担（全額自己負担）による未受診による出産時の危機の増大、産科医不在地域の出産費用の増大</li> <li>・ 就労女性の7割は妊娠・出産により離職、女性にとって就労と出産・子育ては二者択一、仕事と家庭の両立や男性も育児参画できる環境の必要性</li> <li>・ 子育てに重要な家族の絆、地域の絆の希薄化、地域社会全体で子育て支援する環境整備の必要性</li> </ul> <p>道州制のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・幼稚園の規模、運営方法、運営費基準の設定や保育所及び幼稚園の一元化をはじめとする施設運営などを全国一律ではなく地域の実情に応じた市町村単位での弾力的な決定・運営を行うことにより、施設面では児童数の減少により通常の保育所・幼稚園の設置が困難な地域において小学校・高齢者福祉施設などとの併設や一体的運営を柔軟に認めることが可能となり、運用面では延長保育や夜間・休日保育、短時間保育サービスなど子育て世帯の多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供が可能となる。</li> <li>・ 児童手当、不妊治療費、妊婦検診費、乳幼児医療費などについて、道州と市町村が連携して、地域の実情や子育て世帯のニーズを踏まえ出産・育児期の一体的・効果的な制度設計・運用を包括的に行うことで、妊娠・出産から児童生徒の子育て時期にある世帯への総合的な支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現する。</li> <li>・ 育児休業、仕事と育児の両立を可能とする雇用環境の整備を図る地域の中小企業への支援、女性の継続就労や再就職支援、男性の積極的な育児参画支援など、道州において地域の労働環境や子育て環境等に配慮して雇用に関する制度設計・運用・支援を行うことで、子育て世帯の個別のニーズに対応した多様な働き方を可能とする就労環境への改善、出産・子育てと仕事の両立が可能となる社会を実現する。</li> <li>・ 県ごとに実施している九州子育て応援の店事業を道州内で統一し広域的に実施することにより、子育て世帯を社会全体で応援していく気運を高める。</li> <li>・ 経験豊かな高齢者を地域の子育ての担い手として活用し世代間交流を図る活動や、NPO等による地域における子育て支援活動などに対して、人的資源や情報の提供など必要に応じて広域的なマッチングを行うことによって、九州全体として子育て支援に取り組む。</li> </ul> <p>（注）子育て応援の店事業 少子化が急速に進行する中、子育て家庭を地域社会全体で応援していく気運を高めるため、小学校入学前の子供を育てている子育て家庭などを対象に、登録・協賛企業において様々な「応援サービス」を提供する事業</p>	<p>○福祉の中心は、今は大分県の中心の大分市にあり、九州でいえば端の方にあるが、道州になると九州の中心よりの市町村はメリットもあるのではないかと懸念。</p>	

行政分野	現状の問題点等と道州制に移行した場合のイメージ（具体例）	研究会での意見	
		道州制導入の影響①（肯定的意見）	道州制導入の影響②（懸念）
福祉 保健 環境	<p>【保健】</p> <p>◆（例）医療</p> <p>現状・問題点等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の地域的偏在や小児科、産科等の特定診療科の医師不足</li> <li>・医師臨床研修制度による地域医療体制の確保が困難</li> <li>・医療機関の許認可基準の設定等の権限は国にあり、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難</li> <li>・離島やへき地などの過疎地域では医師不足、医療機関不足</li> <li>・救急現場も救急医療施設の医師不足、遠距離救急搬送体制も不十分</li> <li>・専門性の高い医療は県単位ではレベルの向上が困難</li> </ul> <p>道州制のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の定数設定の権限を移譲することにより一定期間定数を増加させたり、特定の診療科に学生を集めるなど、将来の需要予測も踏まえ、一貫したビジョンを持って医師を育成することができる。</li> <li>・診療報酬を設定する権限を移譲することにより、その地域に必要な診療に診療報酬をかさ上げを行うことにより地域に必要な医師を確保することができる。</li> <li>・臨床研修制度に係る権限を移譲することにより医師臨床研修の一環としてへき地勤務を義務付けるなどの施策により医師の適正配置が可能となる。</li> <li>・1つの県ではコストや医療資源の面から過疎地域も含めた体系的な医療供給体制の整備を図ることは困難であるが、道州であれば、離島・へき地の中に市町村立の過疎地域の拠点病院を設置し、道州立病院と一元的な運営を行うことにより、過疎地域の医療基盤を整備しつつ、安定して医療が提供できる。</li> <li>・計画的に育成した医師を適正配置することにより、初期から3次医療まで救急医療体制の構築が可能となる。急性期の医療を担う救命救急センターにおいては、県単独では導入が困難なドクターヘリ等を道州の中で効率的に配備することにより、その効果を高めることができる。</li> <li>・遠距離搬送が必要な救急搬送では、時間短縮に大きな効果を発揮する防災ヘリやドクターヘリの効率的な配備により道州内全てのエリアをカバーすることが可能となる。</li> <li>・医療機関の受入可能状況など救急に関する情報を一括して管理し、救急車やドクターヘリの運航を統括する通信司令センターを創設することも可能となる。</li> <li>・道州でがんセンターや子供病院、循環器病センターなどの専門機関を整備することにより、国の研究機関や諸外国とも交流・連携を図りながら最先端の医療を提供することが可能となる。</li> </ul>	<p>○社会福祉、医療など広域行政圏での対応で円滑、迅速に対応できる可能性が高まる。</p> <p>○麻薬は県を跨いでは移動ができないので、県ごとに支店を配置している。県がなくなれば、例えば、中津、行橋などの支店の配置が変えられ、集約化できる。</p> <p>○行政の手續や判断は県によって違う場合がある。道州になると行政手續が簡素になり、県の判断も統一されるかもしれない。</p>	<p>○社会福祉、医療など広域行政圏での対応で円滑、迅速に対応できる必要がある。災害対応等で効果が発揮されなければ道州制のメリットはない。</p> <p>○検診は市町村が委託で行っているが、当然値段は安いほうがいいので道州制になった場合に影響があるかもしれない。</p> <p>○薬の業界は、かなり集約化されてきているが、道州制になると合併が更に加速される可能性がある。</p> <p>○道州は卸し不要論と似ている。市町村が小売店、県が卸し業者、国が医薬品会社とすると卸し業者の中抜きと同じである。国と市町村の間に入ってどういう機能が発揮できるかを考えることが必要である。単にいらぬということには疑問があるし、なくなったときに州都以外の地方が今までどおりにサービスを受けられるかどうか問題である。</p>

行政分野	現状の問題点等と道州制に移行した場合のイメージ（具体例）	研究会での意見	
		道州制導入の影響①（肯定的意見）	道州制導入の影響②（懸念）
福祉環境	<p>【環境】</p> <p>◆（例1）自然・生活環境の保全等</p> <p>現状・問題点等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の全国森林計画に即して策定する地域森林計画は県内の流域ごとに策定、河川ごとの上下流の連携による森林整備計画の策定が困難</li> <li>・林地開発行為を行う森林の所在が複数県にまたがる場合は、各県に許可申請が必要</li> <li>・農林水産大臣の権限で行われている保安林の指定や解除は県における審査を経て国が指定や解除を行うため、多大な時間が必要</li> <li>・県をまたがる河川は、各県が個別に管理、指導を行うため、総合調整が困難、非効率</li> <li>・海岸法に基づく海岸保全区域は、港湾区域、漁港区域、土地改良事業に係る区域など、それぞれの区域に応じて所管する主務大臣が異なり、一連の海岸管理に支障、海岸事業の承認に多大な時間が必要</li> <li>・繰り返し発生する漂流、漂着ごみの対応に苦慮</li> <li>・ばい煙発生施設などの定義、排出基準は全国統一的な基準を国が設定</li> <li>・大気汚染状況の常時監視や緊急時の措置は各県ごとの対応、県境付近においては非効率、緊急時の措置に調整が必要</li> <li>・森林環境税は各県で税の趣旨、施策目標、収入額が異なり事業規模に偏在</li> </ul> <p>道州制のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全の強化を目的とした上乘せ基準の設定や整備計画の策定、大気汚染・水質汚濁状況の常時監視、許可・命令・指導などに関する権限を道州と市町村に移譲することにより、地域の実情に即した生活環境整備や一体的な環境保全を適時・的確に行うことができる。</li> <li>・防災・減災対策について、自然災害に見舞われる急傾斜地、河川、海岸に最も身近に接している市町村がきめ細かで適切な対応を行い、併せて道州が県境を超えた広域的な対策を講じることで、被害を最小限にとどめ、速やかな現状復旧が可能となる。</li> <li>・道州税としての九州環境税を創設することが可能となり、九州の豊かな自然環境を享受する全ての住民が、その恩恵をもたらしている九州の自然を保全する事業を財政面で支えることで、循環型社会の形成を担う意識の高揚を図ることができる。また、都市部を含む県と森林地帯を抱える県との間の事業規模の偏在も解消できる。</li> <li>・九州の産学官が有している環境分野の技術・情報を集約し、それを経済成長が著しい東アジア諸国に対して発信・提供していくことが可能となり、九州は東アジアの一体的環境保全に寄与するフロントランナーとしての役割を果たすことができる。</li> </ul>	<p>○海の保全、環境活動に当たっては、海は繋がっているにもかかわらず、見えない県境があり、県単位で管理をしているので、手続等が県ごとになる。道州制になると県境がなくなるのでメリットになる。</p>	

行政分野	現状の問題点等と道州制に移行した場合のイメージ（具体例）	研究会での意見	
		道州制導入の影響①（肯定的意見）	道州制導入の影響②（懸念）
福祉環境	<p>【環境】</p> <p>◆（例2）地球温暖化防止</p> <p>現状・問題点等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止計画は、国、地域の自然的社会条件に応じた温室効果ガス排出抑制施策を都道府県や市町村が策定・実施</li> <li>・地域住民に対する温暖化防止策の推進については、国は技術的援助等、都道府県や市町村は情報提供などの啓発活動が中心、成果が不十分</li> <li>・環境産業の誘致においても、県単位の限られた地域資源に基づく企業誘致では、大きなインセンティブが働かない。</li> <li>・中小企業への地球温暖化対策は、各県ごとに補助制度や低利の融資制度を設けているが、取組に温度差</li> </ul> <p>道州制のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の役割を地球温暖化防止計画策定に関わる基本政策や排出権取引の仕組みの創設等に限定する。道州は、地球温暖化防止対策の具体的施策及び部門別目標値の設定、及び住民の省エネルギー推進を目的とした「インセンティブ制度」の創設など、広域的な視点で取り組むべき役割を担う。基礎自治体は、住民に対する啓発活動や中小企業を対象とした温暖化防止対策相談窓口の設置・運用など身近な行政機関としての役割を担うものとする。</li> <li>・九州で暮らす人々は、従来の省エネルギーから、さらに踏み込み、断熱住宅の建設や省エネルギー型機器の積極的導入などに取り組み、極めてエネルギーの少ない、環境に優しいライフスタイルへの転換を図る。</li> <li>・九州で経済動を行う企業については、その規模や技術力に応じて、脱化石燃料やエネルギー利用効率の向上などに取り組み、部門別に定められた温暖化ガス削減目標を確実に達成する。</li> <li>・太陽電池パネル工場などの新エネルギー関連産業やリサイクル産業の育成や誘致を行うなど、九州がわが国の環境先進地域となることを目指す。</li> </ul>		